

## 第5回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年9月13日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第5回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和元年9月13日(金)
- 2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸
- 4、出席委員(14名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	5番	川嶋一美
6番	林千佳夫	7番	榎澤正治
8番	板倉小百合	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
16番	今関喜明	17番	蔭山秀男
- 5、欠席委員(3名)

4番	積田敏春	9番	内海亮一
15番	鵜澤英夫		
- 6、議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)
  - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)
  - 第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1～4)
  - 第6 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
(整理番号1～2)
  - 第7 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1～3)
- 7、農業委員会事務局職員  
事務局長 北山正憲 主査 佐久間賢治

主任書記 千葉利憲                      書記 門野祥和

◎開 会

○議長 ただいまから、第5回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中14名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、積田敏春委員、内海亮一委員、鶴澤英夫委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

(午後 4時01分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

若菜義人委員、志賀典夫委員の両名にお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号について説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1です。

申請地は、清名幸谷字水神の地目、田が3筆、合計面積3,063平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の①に、1-1と表記された箇所が当該

地であり、詳細資料につきましてはA 4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2、申請地は、養安寺字内谷の地目、田が1筆、面積1,004平米を贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲受人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の①に、1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4判縦の4ページから6ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、榎澤正治委員、よろしくをお願いいたします。

○榎澤委員 議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりでございます。

第4回の総会において、義務者の畑の売買での許可申請の調査報告をいたしました。改めて義務者の申請理由について報告をいたします。

義務者は市外に住んでおり、父は市内に1人で農業を営んでおりましたので、休日は通い農業をしておりましたが、昨年、父が亡くなり、1人では勤めと農業は両立できないことから、この機会に農業をやめることを決断し、農地を一切売却することにしたそうです。今回の売買が成立し、申請したそうです。その後、権利者にお会いし、確認しましたところ、間違いございませんとのことでした。今は権利者の長男が主に農業を営んでいます。権利者は認定農業者であり、今後、規模を拡大したいとっておりました。委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、志賀典夫委員、よろしくをお願いいたします。

○志賀委員 議案第1号、農地法3条の許可申請について。

整理番号2について調査報告をします。

内容としては、事務局の説明のとおりです。

先日、9月1日に権利者宅にお邪魔して話を聞いてきました。権利者と義務者は兄弟です。以前、双方の親が義務者にくれたもので、権利者が跡取りなので、長く耕作をしていました。兄貴が長く耕作しているもので、義務者は遠方なので、そのまま名前を変えて耕作してくださいと申し出があったものです。また、義務者は遠方なので、電話で確認したところ、農業をやったことがない勤め人なので、このように決断しましたとのことでした。

説明は以上です。委員の皆さんの審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、ただいま議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2の案件について、順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号の案件は2件予定されておりますが、整理番号1及び2の案件は関連がありますので、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことですので、事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号1及び2です。

議案書の2ページをごらんください。

各権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面②に2-1、2-2と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の7ページから19ページとなります。それぞれごらんください。

整理番号1及び2の案件につきましては、義務者は異なっておりますが、一体的な転用であり、各申請地を所有権移転して、事務所兼用住宅用地に転用しようとするものです。

建築物の概要は、木造2階建て、建築面積243.87平米、延床面積352.76平米の事務所兼用住宅です。

事業を行う理由としましては、現在の事務所用地は借地であり、年内で契約満了となり、申請地は自社所有地の資材置場用地の隣接地であることから、業務運営上、安全な管理が遂行できるため計画したそうです。

整理番号1の申請地は、柿餅字向ヒの現況地目、畑が3筆、合計面積498平米、整理番号2の申請地は、柿餅字向ヒの現況地目、畑が1筆の面積90平米となります。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農地の区分について、整理番号1は農振農用地区域外の第2種農地に、整理番号2は農振農用地区域外の第3種農地に該当すると思われま。

次に、一般的基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び金融機関の残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公募により確認しており、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は場内流用により整地を行い、周囲はブロック積み擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水につきましては、汚水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに申請地内に敷設する塩ビ管を通じて、市道の側溝に放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、

地元区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

整理番号1及び2の案件については関連がありますので、一括して榎澤正治委員、よろしくをお願いいたします。

○榎澤委員 議案第2号、整理番号1と2について調査報告をいたします。

申請理由については事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりましたは、私と鶴澤委員で申請地の確認と権利者に会って、話を聞いてまいりました。

話によりますと、現在事務所の土地は借地であり、令和元年12月31日で契約が満了となります。また、事務所は老朽化しており、耐震に不安を生じていますので、新たに事務所の建築を検討し、申請地は現在の資材置場の用地の隣接地、整理番号1、2の義務者の畑を買い求め、そこに予定しているとのこと。ここに事務所兼住宅を建てることによって、業務運営上、安全管理が遂行できるため選定したとの説明でした。後に代理人に電話で話を聞きましたところ、代理人が近隣の方々にお会いし、今回の事業計画を説明し、なお、工事中には警備員を配置し、通行の妨げにならないよう安全に十分配慮しますとの約束をいたし、了承していただきました。権利者の説明の後で、義務者にそれぞれお会いし、確認いたしました。今回、権利者のほうから事務所兼住宅を建設したいので、畑を譲ってほしいとのことでしたので、義務者の整理番号1のほうは畑の形が悪いから、整理番号2のほうは屋敷の森の陰になっているとのことから、承諾したそうです。

委員の皆様方の慎重審議、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1及び2の案件について、一括して質疑に入ります。



希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び2の案件については関連がありますので、一括採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び2の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び2は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1及び2につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

#### ◎報 告

○議長 次に、日程第5、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第6、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第7、報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかわる質疑、発言等につきましては、全ての報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページから4ページをごらんください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり、4件の届出がありました。

内容につきましては、整理番号1から4について、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の5ページをごらんください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり2件の届出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地の届出地を、整理番号1は住宅用地に、整理番号2は専用住宅用地としてそれぞれ所有権を移転しようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので受理しております。

次に、議案書の6ページから7ページをごらんください。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてでございますが、議案書のとおり、3件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、各照会地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地は隣接地と一体で、太陽光発電施設用地として利用されておりましたが、農地転用の申請が行われていないことから、県の出先機関である山武農業事務所の方針を確認したところ、農地転用の申請手続きが行われていないものの、太陽光パネルが設置されてから4年以上経過しており、また、照会地は形が悪く、耕作に不便であると思われ、隣接農地との境界にはネットフェンスで区切られており、他の農地への影響がないと思われることから、現状回復命令を行わない方針とのことであり、この方針を踏まえ、非農地として回答しております。

整理番号2の現地は、境内として利用されており、平成7年に撮影された航空写真でも境内として利用されていることから、非農地として回答しております。

整理番号3の現地は、隣接する宅地と一体で利用されており、平成7年に撮影された航空写真でも宅地と一体で利用されていることから、非農地として回答しております。

各土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、異議のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

特に発言がないようですので、日程第5から第7までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、ご連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

布施職務代理者。

○布施職務代理者 鵜澤農地部会長が欠席ということでございますので、かわりに皆様にお願いがございます。大変な貴重な時間でございますけれども、少し時間をいただきたいというふうに思います。

例年行っております遊休農地活用のための意向確認調査でございますが、まず初めに、先般、7月10日から8月2日までの間、市内を15班に分けて、11日間にわたって農地パトロールを実施してきましたが、皆様には大変お忙しい中ご協力を賜り、ありがとうございました。

農地パトロールの結果につきましては、お手元に配付されております令和元年度利用状況調査というA3判の資料に各地区ごとに一覧表にまとめてありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。この一覧表に記載されている遊休農地の所有者の方に、皆さんから連絡をとっていただき、意向確認調査を行っていただくこととなります。

詳細については、この後、事務局のほうから説明してもらいたいというふうに思います。

大変お手数でございますが、農地法に定められた業務でございますので、何とぞよろしくお願ひします。

以上、農地部会からのお願いでございます。よろしくお願ひします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局よりご説明申し上げます。

まずは、7月10日から8月2日まで実施いたしました利用状況調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで事故等もなく、無事終了することができました。また、引き続き本市の利用意向調査にもご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきまして説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

A4のクリップどめで、全部で4枚ございます。まず、1枚目が利用意向調査の手順です。2枚目と3枚目に、農地における利用の意向についてとその記入例です。4枚目に利用意向調査書です。

続きまして、A3の令和元年度利用状況調査の結果一覧表です。こちらは利用状況調査を担当いただいた地区のものと、全地区の利用意向調査対象農地のものをご用意させていただきました。

また、ここで1つ訂正がございまして、調査結果一覧表の右から5番目の欄に、調査票配

付日が入っているところがございますが、こちら令和元年9月9日となっておりますが、本日9月13日となります。

以上となりますが、資料のほう、そろっておりますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○事務局 それではまず、A4の利用意向調査の手順をごらんください。

まず、1番ですが、A3の利用状況調査の結果一覧表のR1、遊休農地区分が赤字で1号、2号となっている農地が利用状況調査の対象となりますので、こちらを調査していただきます。ただし、その右側のH30、農地中間管理権(回答)というところが、借受不可となっている農地は、今回調査の対象外となります。

続きまして、2番ですが、農地利用最適化推進委員の皆様を中心に、直接農地所有者宅へ訪問していただきます。訪問の際には、同一地区担当の農業委員の皆様と連携して行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、訪問前には、その農地の利用状況が遊休農地のままであるかの確認もお願いいたします。

続きまして、その下に青字で記載がありますが、一覧表の利用意向調査の対象地で農地所有者が市外在住の場合には、事務局から文書を送付いたしますので、委員さん方で調査をしていただく必要はございません。また、その下になりますが、農地所有者が担当地区外に住んでいる場合は、そちらの在住地区担当の委員さんに所有者宅を訪問していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、担当箇所につきましては、利用意向調査対象農地の一覧表の右から6番目、7番目に記載させていただきましたので、各自ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3番の別紙ですが、A4の2枚目と3枚目の農地における利用の意向についてをごらんください。

こちらが訪問した際に、農地の所有者に記入していただく書類と記入例になります。こちらは説明資料の中身は全て空欄となっておりますが、担当される推進委員の皆さんのお手元にある封筒の中には所在、地番、地目、面積が記入されたものを入れさせていただいておりますので、後ほどご確認ください。こちらで実際に記入していただくのが、まず、右上の日付、住所、氏名、電話番号となります。氏名を自署していただく場合は、押印が省略可能となっております。

最後に、真ん中の一番右側にあります利用の意向というところに、1番から5番までの選択肢の中から1、3、4、5の4つの選択肢から選んでいただいて、記入していただく形に

なります。こちらの選択肢について説明させていただきますが、再び1枚目の手順をごらんください。

まず、①が当該農地について、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が行う農地中間管理事業を利用しますとありまして、こちらその下の赤字で記載されているとおり、農業振興地域内の農地についてのみ選択可能です。こちらはA3の利用状況調査の結果一覧表の左から7番目の農振法区分というところが、内と外となっている農地につきましては選択可能となりまして、今回、利用意向調査対象地は全て1番も選択可能となっております。

続きまして、②が当該農地について、農地利用集積円滑化団体である山武郡市農業協同組合が行う農地所有者代理事業を利用しますとありますが、こちらの事業が1番の農地中間管理事業と統合一体化されますので、調査の際には所有者の方に、こちらの2番は選ばずに、1番を選ぶようにお伝え願います。

続きまして、③該当農地について、みずから所有権の移転、または賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定、もしくは移転を行いますとありまして、こちらは農地法第3条の申請や利用集積の申請をするというものです。

④がみずから耕作しますというものです。

最後、⑤がその他になりまして、⑤を選択した場合は具体的な内容を記入していただくのですが、その下に例として記載させていただいたように、①の中間管理事業を行わずに、委員の皆様にご耕作を探してほしいという形をお願いされた場合や、草刈り等の維持管理をしていくという場合は⑤となります。ほかにも1番から4番に該当しないものは、必ず具体的な内容を記入して、5番としてください。

手順の最後として、4番になりますが、調査内容を事務局に報告ということで、農地における利用の意向についてを所有者に記入していただきまして、地区ごとに取りまとめていただいて、事務局へ提出をお願いいたします。提出期限は11月29日までとなっておりますので、今、台風の被害等で大変忙しいと思いますので、余裕ができてからで結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それから、推進委員の皆様のお手元には、先ほど申し上げたとおり、担当していただいている調査票のほうを封筒に入れて置かせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思っております。封筒の中に入っておりますのが、まず、利用意向調査書でございまして、こちらはA4の4枚目に参考として空欄のものを添付させていただいておりますが、推進委員の皆様のお手元には全て農地所有者の住所、氏名、農地の所在地等を記入させていただいており

ますので、直接所有者の方にお渡ししたいと思っています。

続きまして、農地における利用の意向についてと記入例で、ご説明させていただいたとおり、日付、住所、氏名、電話番号と1、3、4、5の選択肢から選んで記入していただいでください。

それから、農地所有者宅と遊休農地の動態図、地番図を添付させていただいております。所有者宅にはピンクのマーカーで、遊休農地にはオレンジのマーカーで示させていただいておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

説明は以上となります。ご不明な点等ございましたら、後日でも事務局で対応いたしますので、ご連絡いただけたらと思います。

以上となります。

○議長 ただいまの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 すみません。記入例についてご説明があったんですが、選択肢の中に5つありますよね、①から⑤番で。②の山武郡市農業協同組合と書いてあるんですが、それは農協としての事業としては現在まだ残っているんですが、ここ数年、利用される方がいないんですね。でも、農協自体は事業としては残っているんですね。でも、一体化されるので、一応ご記入くださいということは、これは省いてもいいんじゃないかなと自分でちょっと思ったんですけども、間違える方が、農協だからとやる方もたまには各地区でいらっちゃって、そういう方は必ず農協としては中間のほうを利用してくださいというふうに逆に指導をしているんですね。だから、私は省いたほうがいいんじゃないかなと思っております。意見です。

○議長 事務局、いかがですか。

○事務局 板倉委員さんのご意見なんですけれども、こちら様式が国のほうで定められておりまして、削除ができないんですよ。

○板倉委員 国ですか。

○事務局 はい。ですので、こちらは残したままで委員の皆様から説明いただけたらと思います。よろしく願いたします。

○板倉委員 はい。わかりました。

○議長 この選んではいけない団体名、括弧、これはこっちで入れるんだよね。国で入れてくるんじゃないわけでしょう。だから、この括弧を外しちゃえばいいということだよ。何も書かなければ。

○事務局 そちらは可能です。

○議長 こういうふうを書いちゃってあるから、やっぱり選んじゃう人がいる。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、質疑を終了いたします。

ほかにご意見とか、質問とか、連絡事項とかございませんか。

○事務局 それでは、事務局からお配りした資料3点について説明させていただきます。

まず、1点目ですけれども、令和元年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会の開催についての文書をお配りしてありますけれども、こちらの研修会のほうが10月24日木曜日、午後1時20分から4時15分、東金市の文化会館で行われます。こちらのほう、皆さん直接お車で行っていただき、現地集合現地解散となります。なお、都合が悪くて欠席される方は、9月30日までに事務局にご連絡いただければと思います。よろしく願います。

続きまして、2点目、将来の地域農業を考えましょう、こちらのリーフレットですね。人・農地プラン、現在、国のほうで推進してしまして、人・農地プランの進め方等の内容が書いてあるんです。本市においても、今、人・農地プランを推進してしまして、皆様方にまたご協力していただくかと思しますので、そのときの参考資料として見ていただければと思います。よろしく願います。

続いて3点目ですけれども、全国農業会議所の農業委員会活動記録簿という、皆さんに書いていただく記録簿がありますけれども、国のほうで資料の右側のほうに農地利用最適化交付金の受給にはこれらの記載が必須です。必ず記載してくださいという四角で囲まれた内容があります。こちらの詳細、2枚目の本市で記入例としてつくったんですけれども、こちらを参考にしながら、内容を記入していただいて出してくださいよう願います。

以上です。

○議長 ただいまの事務局からの連絡について、質疑等がある方は挙手で願います。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

○議長 ないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第5回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時42分)



上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月13日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

若菜義人

署名委員

志賀典夫